

第5回全国障害者スポーツ大会専門委員会 次 第

日時：平成30年7月13日(金) 15:00-16:30

場所：県庁東館7階大会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 説明・報告事項

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会 国民体育大会委員会(平成30年6月14日)
における決定事項について
- (2) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会
第6回常任委員会の決定事項について
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会の競技運営主管団体について
- (4) 第24回全国障害者スポーツ大会の会場地選定の進め方について
- (5) 第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」プレ大会
視察概要について

休憩(10分)

4. 審議事項

- (1) 第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針改正(素案)
- (2) 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針改正(素案)
- (3) 第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画改正(素案)

5. その他

6. 閉会

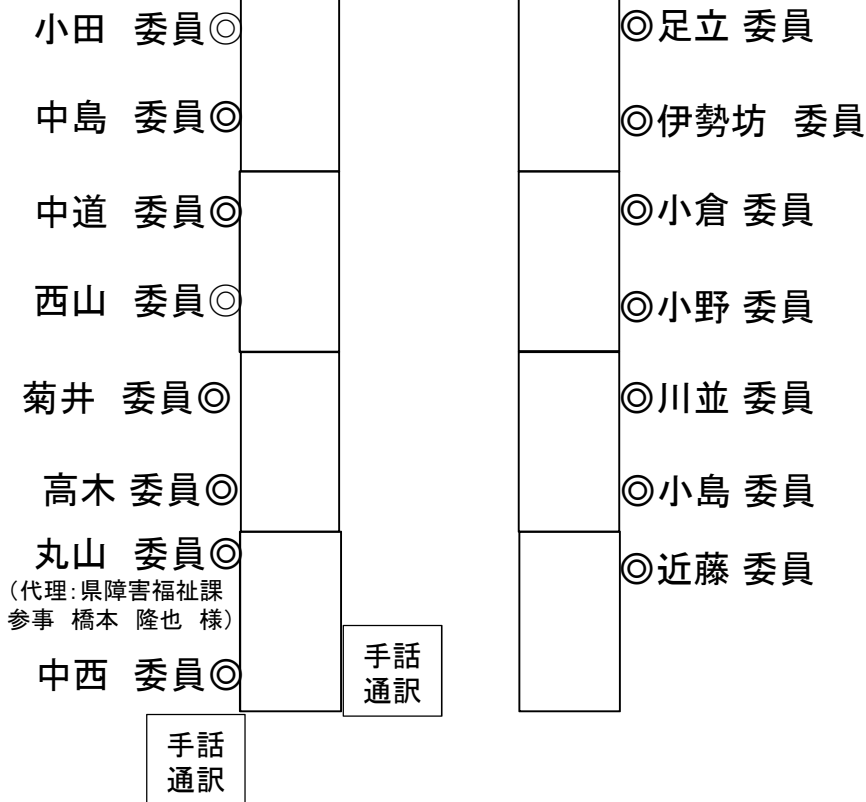
第5回全国障害者スポーツ大会専門委員会 配席図

平成30年7月13日（金）
滋賀県庁東館7階大会議室

◎永浜 委員長

出入口

記者席、傍聴者席



スクリーン(ステージ)

事務局

出入口

川嶋 主任主事
高木 副参事
永井 主幹
野村 主査

事務局

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会

第 5 回全国障害者スポーツ大会専門委員会

会議資料



日時：平成 30 年 7 月 13 日（金）15:00～17:00
会場：滋賀県庁東館 7 階大会議室

第5回全国障害者スポーツ大会専門委員会 委員名簿

(順不同：敬称略)

選出区分	機関・団体名および役職名	氏名	備考
1	公益財団法人滋賀県スポーツ協会 競技力向上担当次長	小田 隆司	今回から就任
2	滋賀県障害者スポーツ協会 主査	伊勢坊 美喜	
3	滋賀県障がい者スポーツ指導者協議会 副会長	原 陽一	副委員長
4	スポーツ 関係	パラリンピアン (ロンドンパラリンピックセーリング競技日本代表選手)	西山 克哉
5	パラリンピアン (リオデジャネイロパラリンピック視覚障害者マラソン女子日本代表選手)	近藤 寛子	
6	車椅子バスケットボール日本代表選手	北田 千尋	
7	スペシャルオリンピックス日本・滋賀 評議員	高木 正二郎	
8	福祉関係	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 地域福祉担当統括課長	奥村 昭
9	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 副会長	足立 勲	
10	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事	小倉 繁昌	
11	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族連合会 理事	川並 正幸	
12	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 事務局長	菊井 吉之蒸	今回から就任
13	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 事務局長	中西 久美子	
14	滋賀県障害者自立支援協議会 事務局長	中島 秀夫	
15	滋賀県立障害者福祉センター 副所長	小野 ゆかり	
16	学校関係	滋賀県立野洲養護学校 校長	小島 輝彦
17	学識 経験者	立命館大学スポーツ健康科学部 准教授	永浜 明子
18	びわこ成蹊スポーツ大学 准教授	中道 莉央	委員長
19	県関係	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 課長	丸山 英明

公益財団法人日本スポーツ協会 国民体育大会委員会（平成 30 年 6 月 14 日）
 における決定事項について

平成 30 年(2018 年)6 月 14 日（木）に開催された公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会において、以下の事項が決定された。

1 国民体育大会の名称変更について

	現 行	改 正 後
大会名称	「国民体育大会」	「国民スポーツ大会」 ※スポーツ基本法の一部改正による
英語表記	「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」	「JAPAN GAMES」
略 称	「国体(こくたい)」	「国スポ(こくすぽ)」
そ の 他		※回数：昭和 21 年(1946 年)開催の第 1 回大会からの回数を継続(通算回数) ※適用大会(年)：平成 35 年(2023 年)開催の第 78 回大会(冬期：未定、本大会：佐賀県)から適用

※平成 36 年(2024 年)大会については、「第 79 回国民スポーツ大会」となる。

2 第 78 回以降の「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」対象種目の取扱について

- 平成 26 年(2014 年)6 月に決定された「国民体育大会における 2020 年オリンピック対策・実行計画」に基づき、平成 28 年(2016 年)・第 71 回大会(岩手県)から平成 34 年(2022 年)・第 77 回大会(栃木県)までの間、正式競技として段階的に導入・実施されている対象競技・種目・種別について、平成 35 年(2023 年)・第 78 回大会(佐賀県)以降も実施することが決定された。
- 各競技の参加人員については、原則として同計画導入以前（平成 27 年(2015 年)・第 70 回大会(和歌山県)）の各競技の参加人員の範囲内とすることとされ、(公財)日本スポーツ協会および各中央競技団体において現在調整中。

【対象競技・種目・種別】

競技	種目	種別
水泳	水球	女子（成年少年共通）
	オープンウォータースイミング	男子（成年少年共通）
		女子（成年少年共通）
ボクシング		成年女子
バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子
		少年女子
体操	トランポリン	男子（成年少年共通）
		女子（成年少年共通）
レスリング		女子（成年少年共通）
ウェイトリフティング		女子（成年少年共通）
自転車	トラック・ロード	女子（成年少年共通）
ラグビーフットボール	7人制	女子（成年少年共通）

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 滋賀県開催準備委員会 第6回常任委員会 次第

日 時：平成30年5月21日（月） 13:30～14:30
場 所：琵琶湖ホテル2階「ローズ」

1 開 会

2 あいさつ

委員長（滋賀県知事） 三日月 大造

3 報告事項

- (1) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本構想「構成案」
- (2) 第79回国民体育大会競技施設基準改正

4 審議事項

- (1) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画改正（案）
- (2) 第79回国民体育大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目（案）
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針（案）
- (4) 第79回国民体育大会会場地市町第四次内定（案）
- (5) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針（案）
- (6) 第79回国民体育大会 競技運営基本方針（案）
- (7) 第79回国民体育大会 競技用具整備基本方針（案）
- (8) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針（案）
- (9) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 医事・衛生基本方針（案）
- (10) 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針（案）
- (11) 関連方針等の改正（案）

5 閉 会

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画

平成27年(2015年)8月31日
第3回常任委員会決定
最終改正:
平成30年(2018年)5月21日
第6回常任委員会一部改正

年度	2013 11年前 東京	2014 10年前 長崎	2015 9年前 和歌山	2016 8年前 岩手	2017 7年前 愛媛	2018 6年前 福井	2019 5年前 茨城	2020 4年前 鹿児島	2021 3年前 三重	2022 2年前 栃木	2023 1年前 佐賀	2024 開催年
主なスポーツ大会		国体近畿ブロック大会 (滋賀県開催)	全国高校総体 (近畿ブロック開催)				ラグビーワールドカップ	東京オリンピック・パラリンピック 国体近畿ブロック大会 (滋賀県開催)	関西ワールドマスターズ ゲームズ			
開催手続	開催内々定 開催要望書提出 (日体協・文科省へ)			実施競技選定	県議会決議	開催内定 中央競技団体正規視察		開催決定・会期決定 日本スポーツ協会		国体リハーサル大会	開催 全スポ大会リハーサル大会 全国代表者会議	
推進組織	全県組織	国体準備委員会 総会 常任委員会 専門委員会 (総務企画) (主会場選定) 特別委員会 (子ども・若者参画)	国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会 (広報・県民運動) (競技運営) (募金・協賛推進)						国体・全国障害者 スポーツ大会実行委員会			解散
	市町組織						市町準備委員会(任意設置)	市町実行委員会			市町競技会実施本部	解散
総務企画 (主会場選定)	全体	開催基本方針 県・市町の業務分担・ 経費負担基本方針	開催準備総合計画 (第1次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催基本構想 県・市町の業務分担・経費負担の細目 開催準備総合計画(第3次)			開催準備総合計画 (第4次)				大会 報告書
	会場地選定	会場地市町選定基本方針・基 準、主会場選定基準 主会場の選定		会場地選定(正式競技・特別競技)	会場地選定(公開競技)	会場地選定(デモンストラシヨンスポーツ)						
	競技施設	競技施設基準(暫定)			競技施設基準	競技施設整備計画						
	情報通信						情報通信基本方針	情報通信基本計画	情報通信システムの整備、関係機関調整等		情報通信本部	
	文化プログラム						文化プログラム基本方針	文化プログラム実施 基本計画	文化プログラム実施要項	文化プログラム募集		
	総合案内							総合案内基本方針	歓迎・接件計画の策定、総合案内所等の整備等			
	行幸啓等								行幸啓・御成り計画、警衛計画等		行幸啓本部 警衛本部	
広報・ 県民運動	広報		広報基本方針	広報基本計画	大会愛称、スローガンの募集・決定 マスコットキャラクターの検討・選定	大会愛称、スローガンの募集・決定 開催内定イベント	ダンス、イメージソング 募集・決定	開催決定イベント		開催1年前イベント	報道本部 全国報道者会議	
	県民運動				広報活動の推進(広報誌・ポスター等の作成、インターネット・マスメディアを通じた広報等)							
競技運営	競技運営		競技役員等編成基本方針 競技役員等養成基本方針 競技役員等養成基本計画	公開競技実施基本方針	競技運営基本方針	デモスポ実施基本方針	リハ大会開催基準要項 記録業務基本方針	競技開催日程決定 記録業務基本計画			記録本部 総監督者会議	
	競技用具			審判員・要資格運営員 養成計画			競技用具整備基本方針	競技用具整備要項	競技用具の整備			
宿泊・衛生	宿泊				宿泊基本方針	宿泊基本計画	宿泊施設充足対策要項	宿泊料金調査	宿泊施設実態調査	宿泊実施要項	宿泊本部	
	衛生				宿泊基礎調査	配宿体制検討	標準献立作成方針	標準献立表の作成、講習会の開催等				
輸送・交通					医事衛生基本方針	医事衛生基本計画	医療救護、食品衛生対策、環境衛生対策、防疫対策、馬事衛生対策等の実施				救護本部	
					輸送交通基礎調査	輸送交通基本計画	輸送交通基本計画	全国・会場地・開閉会式会場輸送計画等			馬事衛生対策本部 輸送本部	
式典・会場					輸送交通基本方針	輸送交通基本計画		式典基本方針	式典実施計画	式典実施要綱等	式典本部	
警備・消防								式典基本計画	会場管理基本方針	会場管理基本計画	会場装飾、案内標識設置等	
全国障害者スポーツ大会					警備・消防防災基本方針	警備・消防防災基本計画	業務指針・マニュアル等作成、関係機関調整等				警備本部 消防防災本部	
					会場選定基本方針	会場選定(正式競技)	オープン競技実施基本方針	会場選定(オープン競技)		競技用具整備	全スポ大会実施本部	
募金・協賛			募金推進要綱 募金推進計画	全スポ大会開催に向けた課題の整理 国体との一体的な開催に向けた構想の検討			募金・協賛推進要綱 募金・協賛推進計画	募金・協賛推進計画	募金・協賛活動の推進			
子ども・若者参画												
【参考】競技力向上(対策本部)					子どもや若者(ジュニアユースチーム)による国体・全国障害者スポーツ大会を含む県のスポーツ振興に関する調査研究等							
					競技力向上基本計画 競技力向上対策本部	基本計画見直し		基本計画見直し				

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会

第 79 回国民体育大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担細目

第 79 回国民体育大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針に基づき、業務分担・経費負担の細目の考え方を次のとおり定める。

- 1 県および会場地市町の業務分担の細目は、別表のとおりとする。
- 2 県および会場地市町の業務分担の細目における業務の実施にあたっては、県と会場地市町は相互に、適宜、必要な情報共有および協力を行うとともに、県は会場地市町に対し、必要な助言を行うこととする。
- 3 県および会場地市町の経費負担の細目は、それぞれ業務分担の細目に係る業務に必要な経費とする。
- 4 この細目に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

別表

1 総務企画

(1) 総務関係

項目	県	会場地市町
1 総合計画	1 開催基本方針の決定 2 開催準備総合計画の策定 3 開催基本構想の策定	1 会場地市町における開催準備計画の策定
2 準備(実行)委員会	1 県準備(実行)委員会の設置および運営 2 県準備(実行)委員会事務局の運営	1 会場地市町準備(実行)委員会の設置および運営 2 会場地市町準備(実行)委員会事務局の運営
3 会場地選定	1 会場地市町選定基本方針の決定 2 会場地市町選定基準の作成 3 開・閉会式会場および会場地市町の選定	1 競技会場および練習会場等の調査
4 実施本部	1 大会実施本部の設置および運営	1 競技会実施本部の設置および運営
5 文部科学省、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、中央競技団体等との連絡調整	1 文部科学省、日本スポーツ協会および中央競技団体等との連絡調整 2 中央競技団体正規視察の連絡調整 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察の連絡調整 4 日本スポーツ協会に対する承認事項の協議および報告事項の調整	1 関係中央競技団体との連絡調整 2 関係中央競技団体正規視察に対する資料作成および対応 3 文部科学省・日本スポーツ協会総合視察に対する資料作成および対応
6 県内関係機関・団体等との連絡調整	1 市町との連絡調整 2 県スポーツ協会および県競技団体との連絡調整	1 県との連絡調整 2 市町体育(スポーツ)協会および関係県競技団体との連絡調整 3 関係会場地市町との連絡調整
7 関係機関・団体等に対する協力要請	1 関係機関・団体等に対する協力要請計画の策定および連絡調整 2 関係機関・団体等への協力要請	1 会場地市町における関係機関・団体等に対する協力要請および連絡調整
8 大会役員等	1 大会役員および競技会役員の編成基準の作成 2 大会役員、大会係員および大会補助員の編成および委嘱 3 大会役員、大会係員および大会補助員の委嘱状、案内状、礼状等の作成および配付 4 大会係員等の必携の作成および配付	1 競技会役員の編成および委嘱 2 競技会役員の委嘱状、案内状、礼状等の作成および配付
9 招待者等	1 大会招待者および競技会招待者の範囲の決定 2 大会招待者名簿の作成 3 招待券および視察員証の発行 4 大会招待者の招待および接遇	1 競技会招待者の範囲案の作成 2 競技会招待者名簿の作成 3 会場地市町関係招待券の配付 4 競技会招待者の招待および接遇
10 参加章等	1 参加章、記念章等の意匠決定および取扱要領の作成 2 参加章、記念章、視察員章および報道員章の作成および配付	1 競技会関係者に対する参加章等の配付 2 競技会記念章等の作成および配付
11 服飾	1 大会役員、大会係員、大会補助員および報道員の服飾の調製および配付 2 開・閉会式に参加する競技役員の服飾の調製および配付	1 競技会役員、競技会係員および競技会補助員の服飾の調製および配付 2 競技役員および競技補助員の服飾の調製ならびに配付
12 報告書等	1 県準備概要等の作成および配付	1 市町準備概要の作成および配付

	2 大会報告書の作成および配付	2 競技会報告書の作成および配付 3 大会報告書の作成資料の提供および協力
13 開催申請	1 開催申請書の作成および提出	1 開催申請書の作成協力
14 各種全国会議	1 全国代表者会議、総監督会議および全国報道者会議等の開催	1 競技別監督会議の開催
15 自衛隊協力要請等	1 自衛隊等協力要請計画の策定 2 自衛隊等との協議および協力協定の締結	1 自衛隊協力に対する業務計画の策定 2 競技会の自衛隊協力の受入れ

(2) 財務関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 予算編成等	1 大会関係予算の編成、執行および決算 2 大会開催に関する予算の編成および決算	1 会場地市町における国体予算の編成、執行および決算 2 大会開催に関する予算編成の協力
2 募金・企業協賛	1 募金・企業協賛推進要綱の決定および計画の策定 2 募金・企業協賛の推進	1 県が実施する募金・企業協賛への協力
3 入場料・入場券	1 開・閉会式および競技会入場料金の決定 2 開・閉会式入場券の作成および販売 3 競技会入場券販売の協力	1 競技会入場料金案の作成 2 競技会入場券の作成および販売 3 開・閉会式入場券販売の協力
4 プログラム販売	1 総合プログラムの販売	1 競技別プログラムの販売
5 売店	1 売店設置要項の作成 2 開・閉会式会場地内の売店設置に関する指導および規制	1 競技会場地内の売店設置に関する指導および規制
6 標章等	1 標章等の使用規程の作成 2 標章等の使用許可申請の受付および許可	1 標章等の使用許可申請に関する指導

(3) 文化プログラム関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 文化プログラム	1 文化プログラム基本方針の決定および実施計画の策定 2 文化プログラム実施事業の選定 3 県における文化プログラム事業の企画および実施 4 広報リーフレット、ポスターの作成および配布	1 会場地市町における文化プログラム実施計画の策定 2 会場地市町における文化プログラム事業の企画および実施

(4) 行幸啓関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 行幸啓	1 行幸啓本部の設置および運営 2 行幸啓計画の策定 3 接伴計画の策定および接伴の実施 4 御泊所、御休憩所、御座所等の整備 5 宮内庁、日本スポーツ協会および市町等関係機関との連絡調整 6 行幸啓記録の編さん 7 警衛基本方針の決定および計画等の策定 8 警衛本部の設置および運営	1 行幸啓計画策定資料の提出 2 会場地市町における接伴計画の策定および接伴の実施 3 会場地市町における御休憩所、御座所等の整備

(5) 歓迎・案内関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 接伴・接遇	1 総合案内基本方針の決定 2 開・閉会式における大会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定および実施 3 総合案内所および開・閉会式会場における休憩所の設置および運営 4 接伴員の手引きの作成および配付 5 開・閉会式における接伴員および案内所員の編成および研修会の実施	1 会場地市町における競技会役員、選手団、視察員等に対する接伴計画の策定および実施 2 総合案内所および開・閉会式会場における休憩所運営の協力 3 会場地市町における案内所・休憩所の設置および運営 4 会場地市町における接伴員および案内所係員の編成および研修会の実施
2 歓迎装飾	1 歓迎装飾基本計画の策定 2 開・閉会式会場内外の歓迎装飾の設置等	1 会場地市町における歓迎装飾の設置等
3 観光紹介等	1 県内観光地および物産等の紹介 2 観光ガイドブック等の作成および配付 3 特産品、土産品の紹介および販売指導	1 会場地市町における観光地および物産等の紹介 2 会場地市町の観光ガイドブック等の作成および配付 3 会場地市町の特産品、土産品の紹介および販売指導
4 資料袋	1 資料袋の作成および配付	1 会場地市町における資料袋の配付

2 施設整備

(1) 施設関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 競技施設等	1 競技施設基準の策定 2 競技会場および練習会場の選定 3 競技施設整備計画の策定 4 競技会場および練習会場となる県有施設の整備計画の策定および整備 5 開・閉会式会場の仮設施設の整備	1 競技会場および練習会場となる市町有施設の整備計画の策定および整備 2 競技会場および練習会場の仮設施設の整備 3 競技会場および練習会場となる民間施設等との連絡調整
2 駐車場	1 開・閉会式のための駐車場の確保 2 競技会場のための駐車場の確保の協力	1 競技会場のための駐車場の確保 2 開・閉会式のための駐車場の確保の協力
3 施設概要	1 施設概要の作成および配付	1 施設概要の作成資料の提供
4 会場管理	1 開・閉会式会場管理業務基本方針の決定および計画の策定 2 開・閉会式会場内外の装飾、案内標識等の設置および環境整備 3 開・閉会式会場の運営および管理 4 開・閉会式会場美化計画の策定および実施	1 競技会場管理計画の策定 2 競技会場内外の装飾、案内標識等の設置および環境整備 3 競技会場の運営および管理 4 競技会場美化計画の策定および実施

(2) 情報通信関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 情報通信計画	1 情報通信基本方針の決定および計画の策定 2 情報通信関係機関との連絡調整	1 会場地市町における情報通信計画の策定
2 情報通信施設の架設・運営	1 開・閉会式に必要な情報通信施設架設計画の策定 2 開・閉会式に必要な情報通信施設の架設および運営	1 会場地市町における情報通信施設架設計画の策定 2 会場地市町における情報通信施設の架設および運営

	3 県記録本部と競技会場間の情報通信施設の架設および運営	
	4 総合案内所の情報通信施設の架設および運営	

3 競技運営

項 目	県	会 場 地 市 町
1 実施要項等	1 大会実施要項の作成および配付	1 競技別実施要項の作成および配付
2 参加申込	1 参加申込書の作成および配付 2 参加申込書の受付、整理および会場地市町との連絡調整	1 競技別参加申込書の受付、整理および県との連絡調整
3 競技運営	1 競技運営基本方針の決定 2 競技運営の総括、連絡調整	1 競技運営計画の策定 2 競技の運営
4 競技役員等	1 競技役員等編成基本方針の決定 2 競技役員等養成基本方針の決定および計画の策定 3 競技役員および競技補助員の編成および養成 4 県外競技役員数の決定および旅費基準の作成	1 競技役員および競技補助員の編成原案の作成 2 競技役員および競技補助員の養成への協力 3 競技会係員および競技会補助員の編成および養成 4 競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の委嘱状、礼状等の作成および配付 5 競技役員等の必携の作成および配付
5 プログラム	1 総合プログラム・競技別プログラム編成方針の決定 2 総合プログラムの作成および配付 3 競技別日程表および競技組合せ一覧表の作成および配付	1 競技別プログラムの作成および配付 2 総合プログラム、競技別日程表および競技組合せ一覧表の作成協力
6 競技記録	1 競技記録本部の設置および運営 2 記録業務基本方針の決定および計画の策定 3 競技記録の収集速報計画の策定 4 競技記録の収集・整理および発表 5 記録本部員および補助員の編成および養成	1 競技記録本部への情報通信体制の整備 2 競技別記録の収集および速報 3 会場地市町における記録係員、補助員の編成および養成 4 記録係員必携の作成
7 総合成績	1 総合成績の得点計算および順位決定 2 総合成績計算係員および補助員の養成	1 競技別成績の得点計算および順位決定ならびに競技記録本部への報告 2 競技別成績計算係員および補助員の養成
8 表彰状等	1 総合成績に係る表彰状の作成および交付 2 競技別表彰状および賞状の作成および配付	1 競技別表彰状および賞状の筆耕および交付
9 競技別リハーサル大会	1 競技別リハーサル大会開催基準要項の作成	1 競技別リハーサル大会実施計画の策定 2 競技別リハーサル大会の実施
10 公開競技	1 公開競技実施基本方針の決定 2 公開競技の選定 3 公開競技開催申請書の提出	1 公開競技の実施
11 デモンストレーションスポーツ	1 デモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定 2 デモンストレーションスポーツの選定 3 デモンストレーションスポーツ実施申請書の提出	1 デモンストレーションスポーツの実施計画の策定 2 デモンストレーションスポーツの実施
12 競技用具等	1 競技用具整備基本方針の決定および計画の策定 2 競技用具の規格、数量調査および基礎調査の実施 3 競技会場および練習会場となる県有施設の競技用備品の整備	1 会場地市町における競技用具整備計画等の策定 2 競技用具の基礎調査に関する協力 3 競技会場および練習会場となる市町有施設の競技用備品の整備

	用備品の整備	4 競技会場および練習会場となる施設の競技用消耗品、運営用備品および運営用消耗品の整備
--	--------	---

4 広報・県民運動

(1) 広報関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 広報活動	1 広報基本方針の決定および計画の策定 2 大会愛称、スローガン、マスコット等の決定および普及 3 ポスター、ガイドブック、広報誌等各種広報媒体物の作成および管理 4 広告塔等宣伝工作物の設置および管理 5 インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の制定および普及	1 会場地市町における広報計画の策定 2 県発行各種広報媒体物の配布協力 3 会場地市町における各種広報媒体物の作成および管理 4 会場地市町における各種宣伝工作物の設置および管理 5 会場地市町におけるインターネット、新聞、テレビ、ラジオ等による広報の実施 6 イメージソング等の普及
2 報道対応	1 報道機関との連絡調整 2 開・閉会式等における報道機関の取材活動に対する協力 3 報道員ハンドブックの作成および配付 4 航空規制計画の策定および実施 5 報道本部の設置および運営	1 会場地市町における報道機関との連絡調整 2 会場地市町における報道機関の取材活動に対する協力
3 記録映像等	1 記録映像等の作成および管理 2 大会記録写真の撮影および記録写真集の製作	1 競技等記録映像撮影および撮影の協力 2 競技会記録写真の撮影 3 記録写真集製作の協力
4 記念行事	1 県記念行事の計画策定および実施	1 会場地市町における記念行事の計画策定および実施

(2) 県民運動関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 県民運動	1 県民運動基本方針の決定および計画の策定 2 全県的な県民運動の推進 3 県民運動推進のための各種媒体物の作成および配布 4 県民運動実践団体との連携	1 会場地市町における県民運動推進計画の策定 2 会場地市町における県民運動の推進 3 会場地市町における県民運動推進のための各種媒体物の作成および配布 4 会場地市町における県民運動実践団体との連携
2 ボランティア	1 開・閉会式等の運営に係るボランティアの募集および養成	1 競技会等の運営に係るボランティアの募集および養成

5 式典

項 目	県	会 場 地 市 町
1 開・閉会式等	1 式典基本方針の決定および計画の策定 2 式典基本構想の策定 3 開・閉会式運営要項の作成 4 開・閉会式進行計画の策定 5 係員編成計画の策定および係員の編成 6 開・閉会式の実施 7 炬火イベント基本方針の決定	1 競技会表章式実施要領の作成および実施 2 競技会表章式進行計画の策定 3 開・閉会式の実施協力 4 会場地市町における炬火イベントの実施

	8 炬火イベントの実施	
2 式典演技	1 開・閉会式における式典演技基本計画の策定および実施要項の作成ならびに実施 2 式典演技出演者の編成および養成 3 式典演技の用具等の整備および服飾等の調製	1 開・閉会式における式典演技の実施の協力 2 式典演技出演者の編成および養成への協力
3 式典音楽	1 開・閉会式における式典音楽基本計画の策定および実施要項の作成ならびに実施 2 式典音楽指導者の養成 3 開・閉会式における式典音楽隊および合唱隊の編成および養成 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備および服飾等の調製	1 競技会表彰式における式典音楽計画の策定および式典演奏の実施 2 競技会表彰式における式典音楽隊の編成および養成 3 競技会表彰式における式典音楽隊の楽器の整備および服飾等の調製 4 開・閉会式における式典音楽隊の楽器の整備に関する協力
4 式典放送	1 開・閉会式における式典放送計画の策定および実施 2 開・閉会式会場内の臨時放送施設の整備 3 開・閉会式式典アナウンサー等放送係員の選定および養成	1 競技会場内放送計画の策定および実施 2 競技会場内の臨時放送施設の整備 3 会場地市町におけるアナウンサー等放送係員の選定および養成

6 宿泊・衛生

(1) 宿泊関係

項目	県	会場地市町
1 宿泊施設等実態調査	1 宿泊施設等実態調査の実施 2 県内宿泊施設台帳の作成	1 会場地市町における宿泊施設等実態調査の実施および作成 2 会場地市町における宿泊施設台帳の作成
2 宿泊・配宿計画等	1 宿泊基本方針の決定および計画の策定 2 総合配宿計画の策定および広域配宿に関する連絡調整 3 宿泊料金等の決定および協定の締結 4 宿泊要項の作成 5 県内配宿施設名簿の作成および配付 6 宿泊本部の設置および運営	1 会場地市町における配宿計画の策定 2 広域配宿の実施および引き受け市町との連絡調整 3 配宿の実施 4 会場地市町における配宿施設名簿の作成
3 宿泊指導等	1 宿泊施設等の改善（バリアフリー対策を含む。）の指導および連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設等の改善（バリアフリー対策を含む。）の指導 2 会場地市町における宿舍案内図、標識、表示板、料金表等の作成および配付
4 民泊	1 民泊基本計画の策定	1 会場地市町における民泊計画の策定 2 会場地市町における民泊協力者の調査および連絡調整 3 民泊協力者の決定および指導
5 標準献立	1 標準献立作成方針の決定 2 標準献立表の作成および指導 3 標準献立普及講習会の開催	1 会場地市町における標準献立普及地区講習会の開催
6 国体弁当	1 弁当調達計画の策定 2 開・閉会式における弁当の調達および斡旋 3 国体弁当調理講習会の開催	1 会場地市町における弁当調達計画の策定 2 会場地市町における弁当の調達および斡旋
7 宿泊申込	1 宿泊申込書の受理、整理および連絡調整	1 会場地市町における宿泊施設との連絡調整

(2) 衛生関係

項 目	県	会 場 地 市 町
1 医事衛生	1 医事衛生基本方針の決定および計画の策定	1 会場地市町における医事衛生計画の策定
2 医療救護	1 医療救護実施要項等の作成 2 医療機関との連絡調整 3 救護本部の設置および運営 4 開・閉会式における救護所等の設置および救急車の配置ならびに救護の実施	1 会場地市町における医療救護計画等の策定 2 会場地市町における医療機関との連絡調整 3 競技会場、練習会場における救護所の設置および救急車の配置ならびに救護の実施
3 食品衛生	1 食品衛生対策要項の作成 2 食品衛生の監視指導 3 食品衛生講習会の開催 4 食品衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町における食品衛生の監視指導の協力 2 会場地市町における食品衛生地区講習会の開催 3 会場地市町における食品衛生に関する普及・啓発
4 環境衛生	1 環境衛生対策要項の作成 2 環境衛生関係営業施設の整備指導 3 清掃パトロール計画の策定 4 環境衛生に関する普及・啓発	1 会場地市町における環境衛生関係営業施設の整備指導の協力 2 清掃パトロールの実施 3 会場地市町における環境衛生に関する普及・啓発
5 予防・防疫	1 防疫対策要項の作成 2 宿泊施設および食品営業関係者等の健康診断の実施 3 予防・防疫の監視指導 4 予防・防疫に関する普及・啓発	1 会場地市町における宿泊施設および食品営業関係者等の健康診断実施 2 会場地市町における予防・防疫の監視指導 3 会場地市町における予防・防疫に関する普及・啓発
6 馬事衛生	1 馬事衛生対策要項の作成 2 馬事衛生対策の実施	1 馬事衛生対策の実施
7 環境保全	1 廃棄物減量化・リサイクル計画の策定および実施	1 会場地市町における廃棄物減量化・リサイクル計画の策定および実施

7 輸送・交通

項 目	県	会 場 地 市 町
1 輸送計画	1 輸送交通基本方針の決定および計画の策定 2 全国輸送計画の策定 3 開・閉会式輸送計画の策定 4 輸送機関との連絡調整	1 会場地市町における輸送計画の策定 2 会場地市町における輸送機関との連絡調整
2 大会参加者等輸送	1 輸送本部の設置および運営 2 開・閉会式における大会参加者等の輸送 3 開・閉会式における輸送交通の案内	1 会場地市町における大会参加者等の輸送 2 会場地市町における輸送交通の案内
3 配車・車両借上げ等	1 開・閉会式配車計画の策定 2 車両の借上げ、斡旋および配車	1 会場地市町における配車計画の策定 2 会場地市町における車両の借上げ、斡旋および配車
4 輸送サービス等	1 輸送関係機関との交通料金の協力締結 2 輸送関係機関従業員接遇講習会の開催	1 輸送関係機関従業員接遇地区講習会の開催
5 駐車場管理	1 開・閉会式における駐車場の管理および運営 2 開・閉会式における駐車ステッカーの作成および配付	1 会場地市町における駐車場の管理および運営 2 会場地市町における駐車ステッカーの作成および配付
6 交通計画・交通規制	1 輸送交通基本方針の決定および計画の策定（再掲） 2 開・閉会式における交通案内図の作成および配布	1 会場地市町における交通計画の策定 2 会場地市町における交通案内図の作成および配布 3 会場地市町における交通案内標識等の設置

	3 開・閉会式における交通案内標識等の設置 4 開・閉会式における交通規制および交通整理の実施	4 会場地市町における交通整理の実施
--	--	--------------------

8 警備・消防

項 目	県	会 場 地 市 町
1 警備	1 警備基本方針の決定および計画の策定 2 警備本部の設置および運営 3 開・閉会式における警備の実施 4 警備用装備資材の整備	1 会場地市町における警備計画の策定 2 競技会場等における警備の実施 3 会場地市町における警備上必要な資材の整備
2 消防防災	1 消防防災基本方針の決定および計画の策定 2 消防防災本部の設置および運営 3 開・閉会式における消防防災の実施	1 会場地市町における消防防災計画の策定 2 会場地市町における消防防災の実施

注) 県、会場地市町の業務の項目および内容については、業務の進捗状況に応じて、適宜修正を加えるものとする。

第24回全国障害者スポーツ大会 県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 業務分担

- (1) 県が担当する業務
大会の実施に係る業務で会場地市町が担当する業務以外のもの
- (2) 会場地市町が担当する業務
 - ① 競技会の運営に関する業務
 - ② 会場地として必要な準備および協力等に関する業務
 - ③ 競技会場および練習会場となる市町立施設・設備の整備に関する業務
- (3) 県と会場地市町の業務分担の主な内容は、別表1のとおりとする。

2 経費負担

- (1) 県が負担する経費
大会の実施に係る経費で会場地市町が負担する経費以外のもの
- (2) 会場地市町が負担する経費
 - ① 競技会および競技会実施本部の運営に係る人件費および事務費
 - ② 会場地市町が独自で行う事業に要する経費
- (3) 県と会場地市町の経費負担の主な内容は、別表2のとおりとする。

3 その他

この方針に定めのない事項で必要なものについては、県と会場地市町が協議の上、決定する。

別表 1

区 分	主な内容	県	市町
総務企画	開催準備計画の策定(県…全般・市町…競技会)	○	○
	大会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)	○	
	競技会実施本部の設置・運営(係員の編成・養成を含む。)		○
	大会実施本部員等必携の作成	○	
	競技会実施本部員等必携の作成		○
	実施本部員、各種ボランティア等の服飾の整備	○	
	行啓・お成り	○	
	会場市町における観光地および物産等の紹介		任意
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の設置	○	
	案内、物品貸与、湯茶接待等の各種サービス施設の運営・管理		○
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○	
	競技会場の管理・清掃美化		○
競技運営	競技実施要項の策定	○	
	競技別実施要領の策定	○	
	競技別プログラムの作成	○	
	競技会の運営(開始式・表彰式・競技記録の報告を含む。)		○
	競技用具の整備	○	
	競技役員等の養成および編成	○	
広報・ 県民運動	各種広報媒体物・行事等における大会PR	○	○
	県民運動の推進	○	
	市町における県民運動の推進		○
	各種ボランティアの募集・養成・登録	○	協力
	競技会場におけるボランティアの確保	○	
	競技会場におけるボランティアへの指示・調整		○
宿泊・衛生	配宿計画の作成および配宿の実施	○	
	弁当の調達・斡旋	○	協力
	弁当引換所の運営・管理		○
	医療救護計画の策定	○	
	救護所等の運営・管理		○
輸送・交通	輸送計画の策定	○	
	輸送の実施、駐車場の確保	○	協力
	駐車場の管理・運営、交通整理の実施		○
警備・消防	消防防災計画・警備計画の策定	○	
	消防防災・警備の実施		○

別表 2

区 分	主な内容	県	市町	備 考
総務企画	大会従事者の保険	○		
	大会招待者に対する招待状の発送	○		市町独自招待分は市町負担
	IDカードの作成	○		
	実施本部員、各種ボランティア、 大会関係者の服飾	○		
	式典の企画・運営	○		
	行啓・お成り	○		
	案内所の設置(看板・ブース等)	○		
施設整備	競技会場の仮設施設の整備、会場設営	○		
	会場使用料	○		
	トイレ・スロープ等仮設物の設置	○		市町の判断で常設設備または、 市町独自の仮設設備(装飾等) の整備を行う場合は市町負担
	音響設備、通信機器等の配備	○		
	会場装飾、看板、サイン表示 等	○		
競技運営	競技会実施本部員の旅費		○	先催県視察、宿泊も含む
	競技会実施本部員の時間外勤務手当		○	
	競技会実施本部員業務必携の作成・印刷		○	
	実施本部の備品	○		コピー機、ファクシミリ等
	上記以外の備品および消耗品		○	筆記用具等
	競技運営(競技運営主管団体への委託)	○		
	競技役員等の養成・編成	○		
	競技用具の整備	○		国体と調整・連携
	表彰物品の作成	○		大会メダル等
	プログラムの印刷	○		市町独自プログラムを作成する 場合は市町負担
	市町が出演依頼する開始式出演団体の旅費 等		○	内容については競技団体等と の調整が必要
	広報・ 県民運動	印刷物・広報物品等の作成	○	
広報イベントの開催		○		市町独自実施分は市町負担
ボランティアの募集・養成(パンフレット作成、 研修等)		○		市町独自実施分は市町負担
ボランティアの保険・弁当		○		
宿泊・衛生	選手団等の配宿	○		
	救護所の設置	○		
輸送・交通	計画バス等の運行	○		

平成30年(2018年)5月21日
第6回常任委員会決定

第79回国民体育大会 会場地市町第四次内定

番号	競技名(種目)	市町名	種別	開催予定施設	
1	ボクシング	東近江市	全種別	東近江市能登川スポーツセンター体育館	
2	セーリング	大津市	全種別	大津市柳が崎特設セーリング会場	
3	ウエイトリフティング	高島市	全種別	県立安曇川高等学校体育館	
4	ライフル射撃	センター・ファイア・ピストル	大津市	全種別	滋賀県警察学校射撃場
5	カヌー	スラローム ワイルドウォーター	大津市	全種別	瀬田川特設カヌー会場
6	トライアスロン	近江八幡市	全種別	近江八幡市特設トライアスロン会場	

注) (1) 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針

1 目的

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」といいます。）の開催に向けて、県民一人ひとりが身近なことから関わって、「大会を盛り上げよう！」という気持ちが滋賀県内に大きく広がり、滋賀を訪れる方々をあたたかく迎える人と地域の機運を高めるために、みんなで取組を進めます。

また、大会の開催を契機に、生涯にわたって気軽に親しめる「マイスポーツ」の発見や、その活動を通じて生まれる様々な人との交流の輪を広げるとともに、滋賀の良いところを発信することで自分が住む地域の魅力を再発見し、滋賀を愛するところを育て、その運動が大会終了後も人や地域に定着することを目的とします。

2 基本目標

(1) 「滋賀といえばこれ！」と思う“もの・こと”で滋賀を訪れる方々を迎え、交流することで、「ええやん滋賀！」と感じてもらえるよう、あたたかいおもてなしをしましょう。

(2) いつまでも健康でいられるよう、「する」「みる」「支える」といった様々な関わり方で親しめる「マイスポーツ」を見つけましょう。

(3) 大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、みんなで一緒に大会や地域を盛り上げましょう。

3 運動の進め方

県民の方々や企業・団体みなさんに運動が広がるよう、県・市町・競技団体はもとより、県準備（実行）委員会の構成員は互いに連携・協働しながら取り組みます。

第 79 回国民体育大会 競技運営基本方針

第 79 回国民体育大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民体育大会開催基準要項」および「同細則」ならびに「第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づくとともに、次の方針により実施する。

1 実施競技

国民体育大会の実施競技は、正式競技、特別競技、公開競技およびデモンストレーションスポーツとする。

2 競技運営の主管

国民体育大会の正式競技および公開競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体が主管する。

特別競技の運営は、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。

3 競技役員等の編成

国民体育大会の正式競技および特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」および「第 79 回国民体育大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。

公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。

デモンストレーションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。

4 競技用具の整備

正式競技および特別競技の競技用具は、「第 79 回国民体育大会競技用具整備基本方針」に基づき、競技運営に支障がないよう県および会場地市町が計画的に整備するものとする。

公開競技およびデモンストレーションスポーツの競技用具は、主管する競技団体等が整備するものとする。

5 記録業務

正式競技および特別競技の競技記録および成績の収集・速報は、県および会場地市町が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

他の競技については、別に定めるものとする。

6 リハーサル大会

リハーサル大会を実施する場合は、会場地市町と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

7 その他

その他、競技運営の企画および実施にあたっては、県および会場地市町が競技団体および関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。

第 79 回国民体育大会 競技用具整備基本方針

第 79 回国民体育大会の競技運営に要する器具・用具（以下「競技用具」という。）の整備は、競技運営に万全を期するとともに、本県スポーツの推進に資するため、次の方針に基づき計画的に実施する。

1 整備の主体

国民体育大会の正式競技および特別競技の競技用具の整備にあたっては、「第 79 回国民体育大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」および「同細目」ならびに別に定める競技用具整備要項および競技用具整備計画に基づき、県および会場地市町が行うものとする。

公開競技およびデモンストレーションスポーツの競技用具の整備は、主管する競技団体等が行うものとする。

2 推進体制

競技用具の整備にあたっては、県と会場地市町が十分協議するとともに、県競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会および中央競技団体等と連携するものとする。

3 整備方法

競技用具は、原則として県および会場地市町ならびに県競技団体等が現有するものを活用することとし、現有の競技用具で不足するものについては借用し、借用困難な場合についてのみ購入するものとする。

4 配慮が必要な競技用具

一般の利活用が見込めない競技用具ならびに通常の競技会運営に要する量および質を超えて整備が必要な競技用具の整備については別に定めるものとし、他県との共同購入等を検討するものとする。

5 保管・利活用

購入する競技用具の保管および大会後の利活用等については、県および会場地市町がそれぞれの責任において行うものとする。

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

宿泊基本方針

第 79 回国民体育大会（以下「国体」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者（以下「参加者」という。）の宿泊および食事の提供については、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により行うものとする。

1 宿 舎

- (1) 参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

- (1) 国体における選手・監督および競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。
大会参加者の配宿については、県が行う。
- (2) 選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のことに配慮して行う。
 - ① 都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
 - ② 大会の選手・監督については、障害特性を配慮する。
 - ③ 競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。
 - ④ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

3 宿泊料金

国体参加者の宿泊料金は、県準備（実行）委員会および旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

大会参加者の宿泊料金は、国体宿泊料金を基本とし、県準備（実行）委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

医事・衛生基本方針

第 79 回国民体育大会（以下「国体」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者および一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生については、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、参加者等が、清潔で快適な環境のもとで十分な活躍や観覧等ができるよう、次の方針により行うものとする。

1 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、応急処置および医療機関への移送等の実施に必要な医療救護体制を整えとともに、障害の種類・特性に応じた医療救護に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

2 防 疫

参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫対策を整えとともに、防疫に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

3 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎および食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

4 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等のもとより、広く県民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に関する知識の普及および意識の一層の啓発を図る。

5 馬事衛生

国体の馬術競技出場馬の健康保持のため、関係機関・団体等の協力を得て、必要な防疫措置等を行い、伝染病の発生防止に努めるとともに、傷病の発生に速やかに対応できる診療体制を整える。

第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 輸送・交通基本方針

第 79 回国民体育大会（以下「国体」という。）および第 24 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者（以下「参加者」という。）および一般観覧者の輸送については、第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、道路、交通の状況および環境等に十分配慮しながら、次の方針により、安全かつ確実にを行うものとする。

1 参加者の輸送

(1) 全国輸送

- ア 全国から来県する参加者の輸送については、各派遣元団体等で来県方法を決定するものとする。
- イ 県および会場地市町は、関係機関等の協力を得て、円滑な輸送の確保に努める。

(2) 総合開・閉会式の輸送

- ア 総合開・閉会式における参加者の輸送については、県が会場地市町、関係機関等の協力を得て実施する。
- イ 原則として計画輸送とし、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 競技会場地の輸送

- ア 国体の競技会場地における参加者の輸送については、会場地市町が県および関係機関等の協力を得て実施する。また、同一の競技を 2 市町以上の会場地で行う場合は、円滑な輸送が行われるよう、関係市町が協議の上、県および関係機関等の協力を得て実施する。
- イ 大会の競技会場地における参加者の輸送については、県が実施する。

(4) 指定集合地の設定

県および会場地市町は、国体の総合開・閉会式および競技会場地における参加者の輸送を円滑に行うため、宿舍の分布、参加人員、道路交通事情等を考慮し、バスその他の車両の乗降場として必要に応じて指定集合地を設ける。

2 一般観覧者の輸送

- (1) 総合開・閉会式および競技会場地の輸送については、県または会場地市町が関係機関等の協力を得て、バスおよび鉄道等の利用による円滑な輸送に努める。
- (2) 自家用車での総合開・閉会式会場および競技会場地への乗り入れについては、道路交通事情および駐車場の設置状況に応じ、必要な制限を行う。

3 車両等および駐車場の確保

- (1) 参加者および一般観覧者の輸送に必要な車両等については、県または会場地市町が関係機関等の協力を得て、その確保に努める。
- (2) 車両については、ユニバーサルデザイン車両の確保に努めるとともに、障害者等の移動に配慮する。
- (3) 総合開・閉会式および競技会場地における駐車場については、県または会場地市町がその確保に努めるとともに、遠隔となる駐車場については、必要な措置を講じる。

4 交通安全対策

県および会場地市町は、開催期間中における交通安全の確保と交通混雑の緩和を図るため、関係機関等のもとより、広く県民に協力を求め、実情に応じて適切な対策を講じる。

5 環境に配慮した運営

県および会場地市町は、総合開・閉会式および競技会場地における参加者および一般観覧者の輸送については、マイカー自粛や公共交通機関の利用促進を呼びかけるなど環境に配慮した運営に努める。

関連方針等の改正

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会の関連方針を次のとおり改正する。

1 改正の内容

別紙のとおり

2 改正の理由

「公益財団法人日本体育協会」の名称が平成30年4月1日から「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更されたことに伴い、必要な方針等の整理を行うため。

3 施行日

平成30年5月21日

	改正前	改正後
第79回 国民体育 大会会場 地市町選 定基準	<p>題名 (略)</p> <p>前文 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則 (<u>公益財団法人日本体育協会</u>)」で定める施設基準 (以下「施設基準」という。) を原則として満たすものとする。</p> <p>但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>題名 (略)</p> <p>前文 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則 (<u>公益財団法人日本スポーツ協会</u>)」で定める施設基準 (以下「施設基準」という。) を原則として満たすものとする。</p> <p>但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。</p> <p>(5) ~ (6) (略)</p> <p>3 (略)</p>
第79回 国民体育 大会 競 技役員等 編成基本 方針	<p>題名 (略)</p> <p>前文 (略)</p> <p>1 (1) 競技役員等の編成は、<u>公益財団法人日本体育協会</u>の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備 (実行) 委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>	<p>題名 (略)</p> <p>前文 (略)</p> <p>1 (1) 競技役員等の編成は、<u>公益財団法人日本スポーツ協会</u>の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備 (実行) 委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。</p> <p>(2) ~ (3) (略)</p> <p>2 ~ 4 (略)</p>

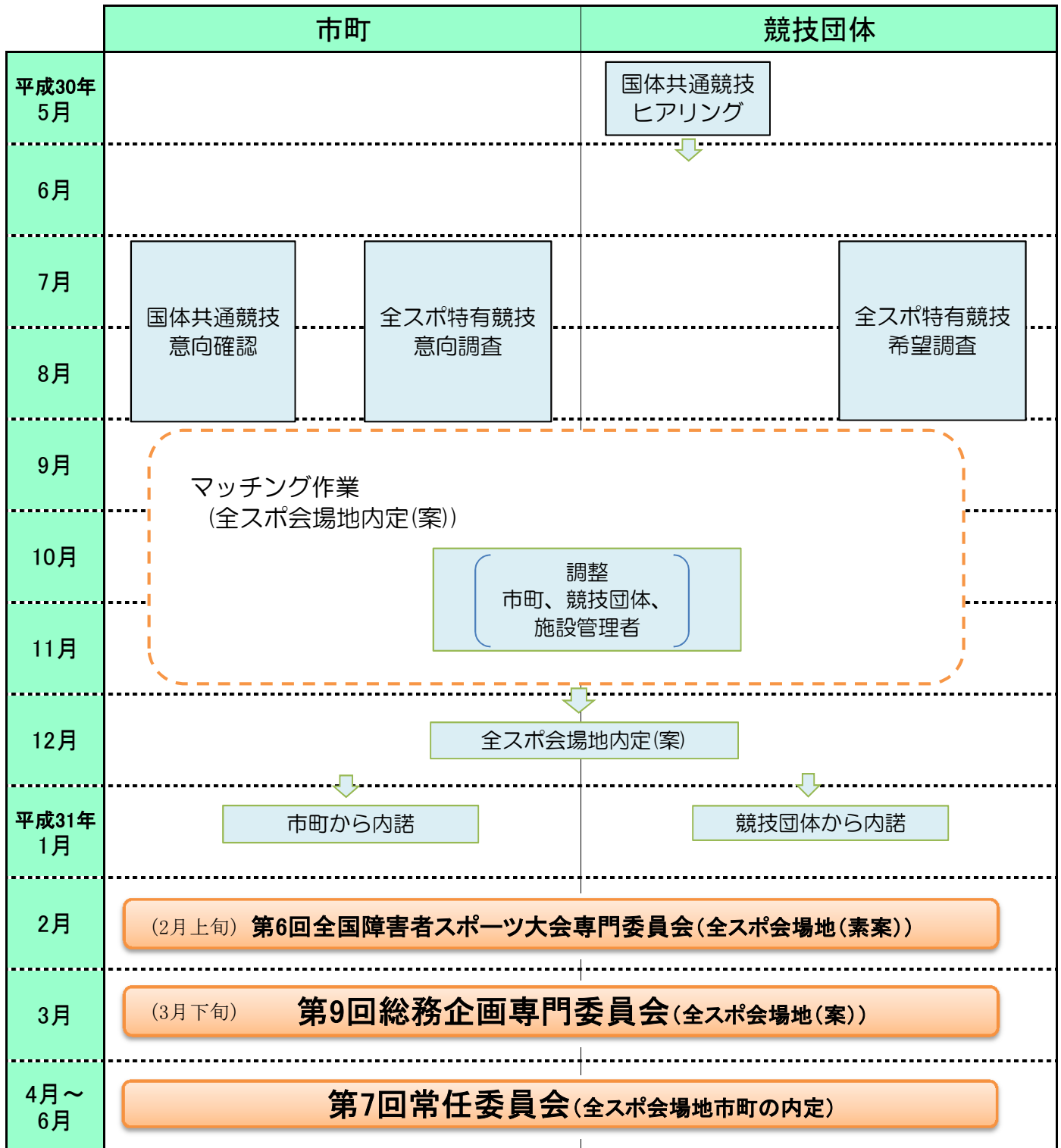
	改正前	改正後
第79回 国民体育 大会 公 開競技実 施基本方 針	<p>題名（略）</p> <p>第79回国民体育大会（以下「大会」という。）において実施する公開競技は、<u>公益財団法人日本体育協会</u>の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」および「国民体育大会公開競技実施基準」ならびに「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。</p> <p>1～6（略）</p>	<p>題名（略）</p> <p>第79回国民体育大会（以下「大会」という。）において実施する公開競技は、<u>公益財団法人日本スポーツ協会</u>の定める「国民体育大会開催基準要項、同細則」および「国民体育大会公開競技実施基準」ならびに「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づき、次の方針により実施する。</p> <p>1～6（略）</p>

第24回全国障害者スポーツ大会の競技運営主管団体について

○ 実施競技は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」に基づき、個人競技および団体競技あわせて14競技を実施予定。

	競技名	競技運営主管団体
個人 競技	陸上競技（身・知）	一般財団法人滋賀陸上競技協会
	水泳（身・知）	滋賀県水泳連盟
	アーチェリー（身）	滋賀県アーチェリー協会
	卓球（身・知・精）	滋賀県卓球協会
	サウンドテーブルテニス（身）	
	フライングディスク（身・知）	滋賀県障害者フライングディスク協会
	ボウリング（知）	滋賀県ボウリング連盟
	ボッチャ（身）	滋賀県ボッチャ協会
団体 競技	バスケットボール（知）	一般社団法人滋賀県バスケットボール協会
	車いすバスケットボール（身）	
	ソフトボール（知）	滋賀県ソフトボール協会
	グランドソフトボール（身）	
	フットベースボール（知）	
	バレーボール（身・知・精）	滋賀県バレーボール協会
	サッカー（知）	公益社団法人滋賀県サッカー協会

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地選定の進め方について (予定)



国体共通競技

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球[卓球、サウンドテーブルテニス]、ボウリング、
バスケットボール[バスケットボール(知)、車いすバスケットボール]、
バレーボール[バレーボール(身)(知)(精)]、
ソフトボール[ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール]

全国障害者スポーツ大会特有競技

フライングディスク、ボッチャ

全スポ正式競技と国体競技会場

No.	全スポ正式競技	国体実施	第 79 回国体会場（内定）	
			施設名	市町
1	陸上競技	○	(仮称)彦根総合運動公園陸上競技場	彦根市
2	水泳	○	未定	—
3	アーチェリー	○	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド	愛荘町
4	卓球 [卓球、サウンドテーブルテニス]	○	野洲市総合体育館	野洲市
5	フライングディスク	×	—	—
6	ボウリング	○	未定	—
7	バスケットボール [バスケットボール(知)、車いすバスケットボール]	○	新県立体育館	大津市
			野洲市総合体育館	野洲市
			野村公園体育館	草津市
9	ソフトボール [ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール]	○	布引運動公園多目的グラウンド	東近江市
			今津総合運動公園第2グラウンド	高島市
			野村公園グラウンド	草津市
			守山市民運動公園ソフトボール場・市民スポーツ広場	守山市
11	バレーボール [バレーボール(身)(知)(精)]	○	草津市立総合体育館	草津市
			野村公園体育館	
			近江八幡市立運動公園体育館	近江八幡市
12	サッカー	○	布引運動公園陸上競技場	東近江市
			京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド	
			皇子山総合運動公園陸上競技場	大津市
			伊香立公園芝生グラウンド	
びわこ成蹊スポーツ大学陸上フィールド	守山市			
野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）				
14	ボッチャ	×	—	—

平成29年(2017年)7月31日
第5回常任委員会決定

第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町選定基本方針

第24回全国障害者スポーツ大会で使用する会場地は、次により選定する。

- 1 全国障害者スポーツ大会開催基準要綱に基づき、原則として第79回国民体育大会の会場を使用するものとする。
- 2 選手等の負担軽減、交通・宿泊施設等の状況を総合的に判断し、宿泊場所と競技会場はできるだけ近接した地域に配置する。
- 3 全国障害者スポーツ大会競技規則その他各競技規則に定める競技の実施に適合する会場とする。
- 4 会場は、原則として既存施設を活用する。

**第18回全国障害者スポーツ大会
「福井しあわせ元気大会」プレ大会
視察概要について**

福井プレ大会の概要

大会は…

第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」

平成30年10月13日(土)～15日(月)

※国体会期は9月29日(土)～10月9日(火)

プレ
大会は…

日時:

平成30年6月9日(土)、10日(日)、17日(日)

目的:

県、会場地市町、関係団体が主催し、本番同様に実施され、競技運営・設備面などを確認するため実施される。

個人競技(6種目):

県障害者スポーツ大会をプレ大会と位置づけ

団体競技(7種目):

全国障害者スポーツ大会ブロック予選会をプレ大会と位置づけ

福井プレ大会の開催競技と開催規模

競技名	会場	参加選手数
陸上競技(身・知・精)	福井県営陸上競技場	257人
水泳(身・知・精)	敦賀市総合運動公園プール	39人
アーチェリー(精)	福井市スポーツ公園サッカー場	27人
卓球(身・知・精)、 サウンドテーブルテニス(身)	★サンドーム福井	29人 15人
フライングディスク(身・知・精)	★三国運動公園陸上競技場	245人
ボウリング(知・精)	スポーツプラザWAVE40	103人
バスケットボール(知)	★勝山市体育館「ジオアリーナ」	146人
車いすバスケットボール(身)	★福井県営体育館	97人
ソフトボール(知)	武生東運動公園ソフトボール場	97人
グランドソフトボール(身)	松岡総合運動公園(you me パーク)	74人
フットベースボール(知)	敦賀市きらめきスタジアム	98人
バレーボール(身)	★大野市エキサイト広場総合体育施設体育館	99人
バレーボール(知)	ドリームパークかなづ体育館	101人
バレーボール(精)	★小浜市民体育館	119人
サッカー(知)	丸岡スポーツランドサッカー場	94人

競技会場の様子

車いすバスケットボール会場



アーチェリー会場



選手の移動する
エリアに敷き
つめられています

サウンドテーブルテニス会場



観客は
人数制限あり

競技会場の様子

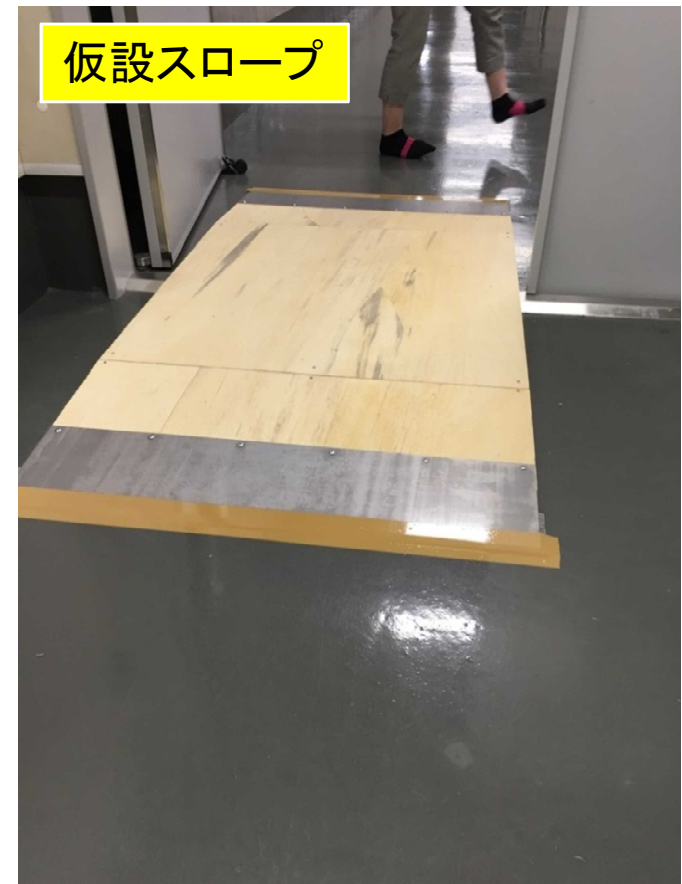


競技会場の様子

仮設通路



仮設スロープ



仮設トイレ

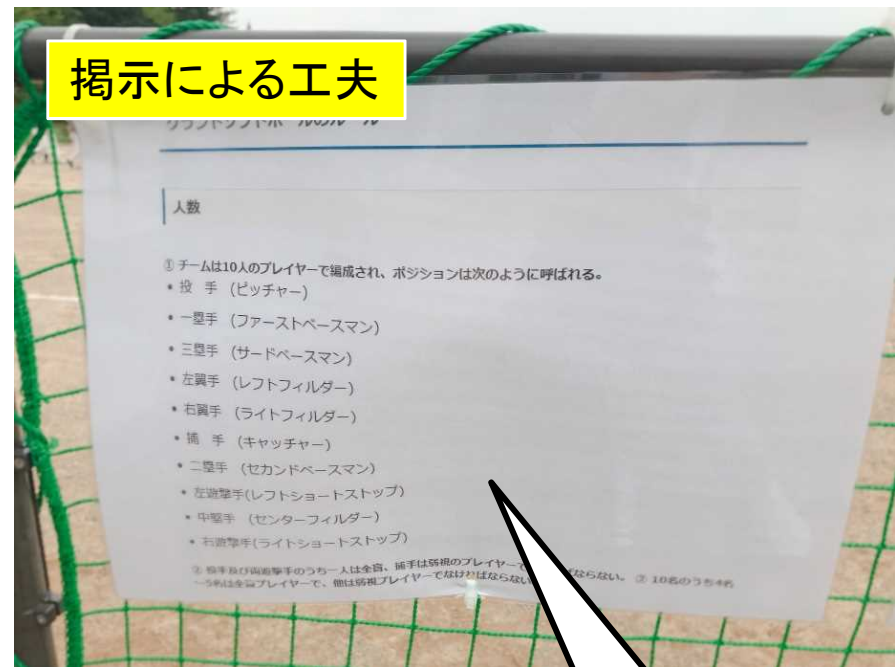


競技会場の様子



ボランティアによる工夫

「応援」
Or
「静」



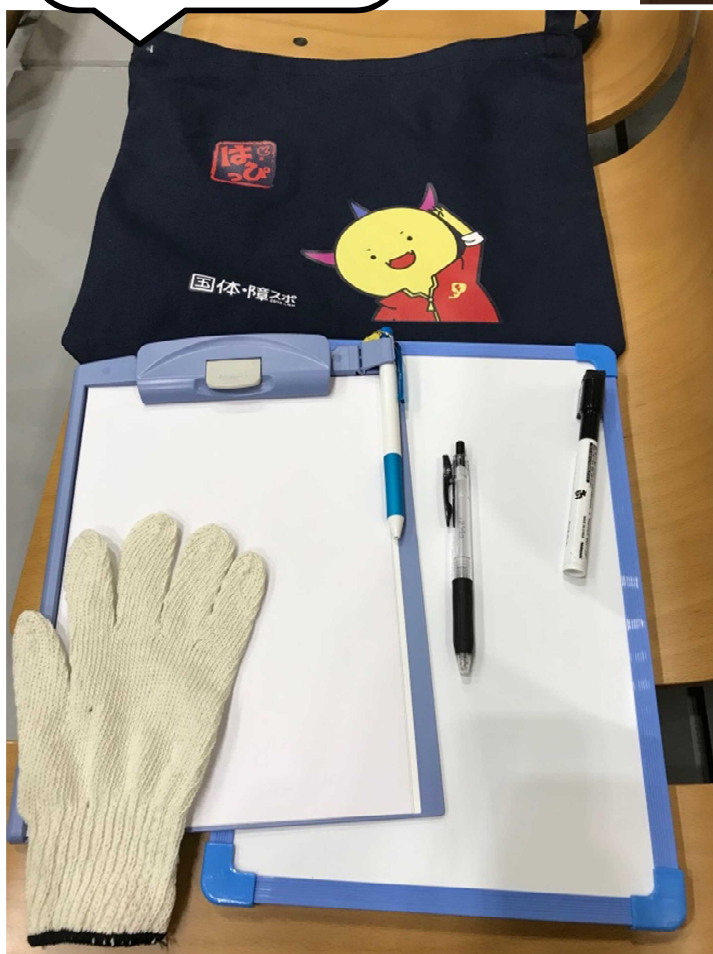
掲示による工夫

競技ルールが
掲示されています

情報支援ボランティアの様子

バレーボール(精)会場

ボランティアに
特製バッグ、
ホワイトボード、
ペンを配布



手話

要約筆記・筆談



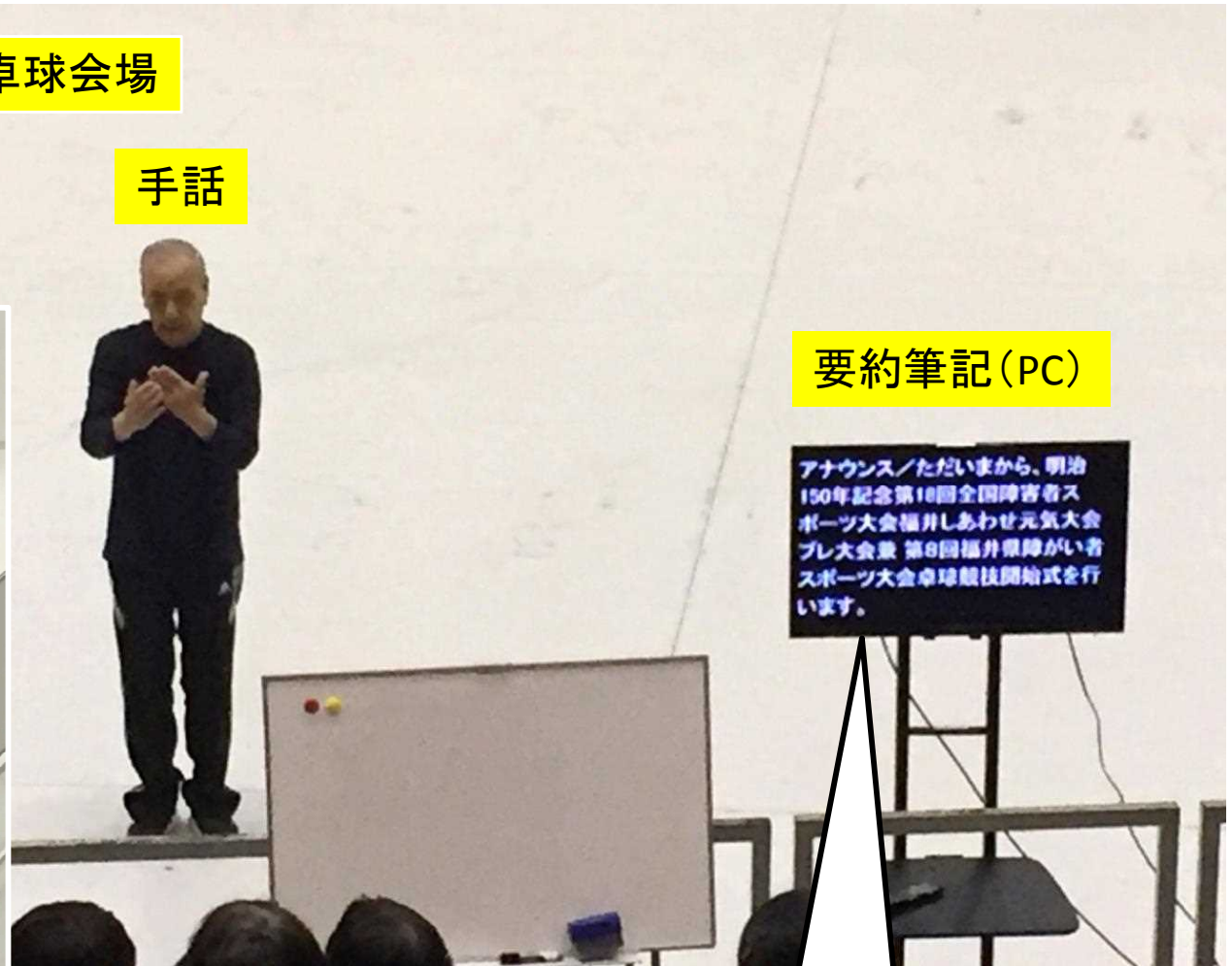
事前にロール紙に書かれた
あいさつ文

情報支援ボランティアの様子

卓球会場

手話

要約筆記(PC)入力所



要約筆記(PC)

アナウンス/ただいまから、明治
150年記念第18回全国障害者ス
ポーツ大会福井しあわせ元気大会
プレ大会兼 第8回福井県障がい者
スポーツ大会卓球競技開始式を行
います。

PCにて入力した
文章が
映しだされます

**滋賀らしい大会の開催に向けて
皆様からのアイデア・ご意見を
お寄せください**

競技役員等編成・養成にかかる方針および計画の改正（素案）について

1. 改正の趣旨

平成 27 年 8 月開催準備委員会第 3 回常任委員会にて第 79 回国民体育大会にかかる「競技役員等編成基本方針」「競技役員等養成基本方針」「競技役員等養成基本計画」が策定され、現在、各競技団体により競技役員の養成を行っているところです。

第 24 回全国障害者スポーツ大会にかかる編成、養成をすすめるため、同方針、計画を策定するにあたり、全国障害者スポーツ大会の内容を含め改正することとしました。

併せて、平成 30 年 6 月 14 日の（公財）日本スポーツ協会国体委員会にて 2023 年 1 月 1 日から「国民体育大会」が「国民スポーツ大会（略称：国スポ）」に名称変更されることが決定したので、本方針においてもタイトル、本文中の表記を新名称に修正します。

2. 改正に向けたスケジュール

平成 30 年度

6 月 29 日 市町担当者連絡会（「素案」説明➤意見照会） ※照会期限 7/11

7 月 3.5 日 競技団体担当者連絡会（「素案」説明➤意見聴取）

7 月 13 日 全国障害者スポーツ大会専門委員会（「素案」説明➤意見聴取）

8 月下旬 競技運営専門委員会（「案」の決定）

平成 31 年度

5 月頃 第 7 回常任委員会（決定）

競技役員等編成基本方針 新旧対照表

審議事項（１）

改正前	改正後
<p>第79回国民体育大会 競技役員等編成基本方針</p>	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針</p>
<p>第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。</p> <p>(2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。</p> <p>(3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。</p> <p>2 競技役員等の定義および編成方法</p> <p>(1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。</p>	<p>第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) <u>国スポ</u>の競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。</p> <p><u>大会の競技役員等の編成は、滋賀県開催準備（実行）委員会</u>が、<u>会場地市町および競技団体等と十分協議して行う。</u></p> <p>(2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。</p> <p>(3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。</p> <p>2 競技役員等の定義および編成方法</p> <p>(1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。</p>

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会役員		国民体育大会開催基準要項第22項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会係員		宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員		競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会役員 ※国スポのみ		国民体育大会開催基準要項第23項第2号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会係員		宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員		競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

- (2) 国スポの競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

大会の競技役員等の編成案は、滋賀県開催準備(実行)委員会が会場地市町および競技団体等と協議のうえ作成し、決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

競技役員等養成基本方針 新旧対照表

審議事項（２）

改正前	改正後
<p>第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針</p>	<p>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針</p>
<p>第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。 3 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。 4 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。 6 競技役員等については、大会後に引き続き行われる第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を念頭に置き養成する。 	<p>第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・推進を図り、各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。 3 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。 4 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・推進を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。 <p><削除></p>

競技役員等養成基本計画 新旧対照表

審議事項（3）

改正前	改正後
第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画
<p>第79回国民体育大会の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「<u>第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針</u>」および「<u>第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針</u>」に基づき、「<u>第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画</u>」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。</p> <p>1 養成対象 競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技会補助員を養成の対象とする。</p> <p>2 業務分担</p> <p>(1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。</p> <p>(2) 競技会係員および競技会補助員については、会場地市町が関係団体と十分協議し、その養成を行う。</p> <p>(3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。</p> <p>3 養成方法</p> <p>(1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。</p> <p>① 県内講師による県内講習会 ② 中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会 ③ 中央およびブロックの競技団体主催の講習会への派遣 ④ 中央およびブロックの競技団体主催の大会への派遣</p> <p>(2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。</p> <p>① 県内講師による県内講習会 ② 中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会</p>	<p>第79回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針</u>」および「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針</u>」に基づき、「<u>第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画</u>」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。</p> <p>1 養成対象 競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技会補助員を養成の対象とする。</p> <p>2 業務分担</p> <p>(1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。</p> <p>(2) <u>国スポの競技会係員および競技会補助員については会場地市町が、大会の競技会係員および競技会補助員については県が、</u>関係団体と十分協議し、その養成を行う。</p> <p>(3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。</p> <p>3 養成方法</p> <p>(1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。</p> <p>① 県内講師による県内講習会 ② 中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会 ③ 中央およびブロックの競技団体主催の講習会への派遣 ④ 中央およびブロックの競技団体主催の大会への派遣</p> <p>(2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。</p> <p>① 県内講師による県内講習会 ② 中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会</p>

4 養成スケジュール

区分／養成方法／養成団体			年度開催前年										
			2016 8年前	2017 7年前	2018 6年前	2019 5年前	2020 4年前	2021 3年前	2022 2年前	2023 1年前	2024 開催年		
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上										
	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上										
	その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	養成、資質向上										
競技補助員	県内講習会	競技団体	養成、資質向上										
競技会係員	県内講習会	会場地 市町	養成										
競技会補助員	県内講習会	会場地 市町	養成										

5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

4 養成スケジュール

区分／養成方法／養成団体			年度開催前年										
			2016 8年前	2017 7年前	2018 6年前	2019 5年前	2020 4年前	2021 3年前	2022 2年前	2023 1年前	2024 開催年		
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上 (大会)資格取得、資格維持、資質向上										
	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	資格取得、資格維持、資質向上 (大会)資格取得、資格維持、資質向上										
	その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	養成、資質向上 (大会)養成、資質向上										
競技補助員	県内講習会	競技団体	養成、資質向上 (大会)養成、資質向上										
競技会係員	県内講習会	会場地 市町 県	養成 (大会)養成										
競技会補助員	県内講習会	会場地 市町 県	養成 (大会)養成										

5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

1. 国民スポーツ大会における役員の対象

役職名		国	県	県競技団体 県スポーツ協会	市町	市町競技団体 市町スポーツ協会
<u>大会役員</u>		(名誉会長) 文部科学大臣 (会長) 日本スポーツ協 会会長 (副会長) 日本スポーツ協 会副会長・専務 理事、スポーツ 庁長官 (顧問) 日本スポーツ協 会顧問・理事・ 監事・評議員、 全国を統括する 各競技団体会 長、都道府県体 育協会会長等	(副会長) 知事 (顧問) 議長、教育長、公 安委員長、スポー ツ推進審議会会長 (参与) 議員、副知事、教 育委員、会計管理 者、各部部长、警 察本部長、実行委 員会常任委員 (副委員長) 実行委員会事務局 長 (総務委員) 実行委員会事務局 次長、体育主管課 長 (委員) 実行委員会事務局 課長以上	(副会長) 県スポーツ協会 会長 (参与) 県スポーツ協会 副会長・顧問・ 参与 (総務委員) 県スポーツ協会 理事長 (委員) 県スポーツ協会 常務理事	(顧問) 市長会会長、 町村会会長、 市議長会会長、 町村議長会会長	
<u>競技会役員</u>		(会長) 全国を統括する 競技団体会長 (副会長) 全国を統括する 競技団体副会長 (顧問) 全国を統括する 競技団体顧問 都道府県競技団 体会長		(副会長) 県競技団体会長 (参与) 県競技団体副会 長・顧問・参与 (副委員長) 県競技団体理事 長またはこれに 準ずる者 (委員) 県競技団体理事	(名誉会長) 市町長 (副会長) 会場地市町実行委 員会事務局長 (顧問) 議長、教育長 (参与) 議員、教育委員、 副市町長、会計管 理者、関係部長、 市町実行委員会常 任委員 (副委員長) 市町実行委員会事 務局次長 (委員) 市町実行委員会事 務局各部長・副部 長	(副会長) 市町スポーツ協会 会長 (参与) 市町スポーツ協会 顧問・副会長、市 町競技団体顧問・ 参与 (副委員長) 市町競技団体会長 (委員) 市町競技団体副会 長、市町スポーツ 協会常務理事
競 技 役 員	審判員			競技団体関係者		
	競技 運営員			競技団体関係者	会場地市町関係者	
競技補助員		競技経験のある、または会場地近隣に所在する学校の生徒（中学生・高校生）				
競技会係員					会場地市町職員	
競技会補助員					会場地市町民 会場地周辺市町民 (ボランティア)	

2. 全国障害者スポーツ大会における役員の対象

役職名		国 中央競技団体	県	県競技団体 県スポーツ協会	市町	開催地 福祉団体等
大会役員 名誉会長、 会長、名誉 副会長、大会 会長、代表 副会長、副 会長、顧問、 参与とする。		(名誉会長) 文部科学大臣 (名誉副会長) 日本障がい者スポーツ 協会会長、 スポーツ庁長官、 スポーツ庁次長 (副会長) 日本障がい者スポーツ 協会副会長、 スポーツ庁審議官 (顧問) 文部科学副大臣、 日本スポーツ協会会 長、 全国社会福祉協議会会 長等	(大会会長) 知事 (副会長) 議長、 副知事 (顧問) 県選出国会議員、 報道機関代表、 県議会議員、 公安委員会委員長、 教育長、 関係団体の担当者、	(顧問) 競技団体代表者、 県スポーツ協会会 長	(副会長) 市町長、 議長	(副会長) 社会福祉協議会 会長、 障害者スポーツ 協会会長、 身体障害者団体連 合会会長、 手をつなぐ育成 会会長、 知的障害者福祉 協会会長、 精神障害者スポ ーツ推進協議会 の長
競技 役員	審判員			競技団体関係者		
	競技 運営員			競技団体関係者		
競技補助員		競技経験のある、または会場地近隣に所在する学校の生徒（中学生・高校生）				
競技会係員			県職員		会場地市町職 員	
競技会補助員					会場地市町民 会場地周辺市 町民(ホランティ)	

3. 編成・養成の主体

			全体の編成 (とりまとめ・決定)	競技ごとの 編成(案)作成	養成
競技	審判員	国スポ	県	会場地市町⇔(競技団体)	競技団体
	競技運営員 競技補助員	大会	県	県⇔(市町・競技団体)	競技団体
競技会	競技会係員	国スポ	県	会場地市町⇔(競技団体)	会場地市町⇔(関係団体)
	競技会補助員	大会	県	県⇔(市町・競技団体)	県⇔(関係団体)

備考：表中の⇔は「連携する」の意